

看護師学校等の奨学資金貸与に関する意思確認書

将来、町内の医療機関等で看護師業務に従事した場合、返還する必要のない奨学資金制度があります。

○対象者＝看護師学校等に在学し、正看護師を目指す方（南会津町出身の学生）

○貸与額＝年額60万円

○奨学資金の返還について＝免除規定に該当しなくなった場合は、その後
10年以内に返還

免除規定

①看護師学校等を卒業した後、2年以内に正看護師免許を取得

②正看護師免許を取得後、5年以内に町内の医療機関等に看護師として就職

③その後、引き続き10年以上当該業務に従事

※ 町内の医療機関等とは、南会津町内の医療機関および福祉施設、ならびに
社会福祉法人南会津会の福祉施設等のことです。

該当する番号に○印を付けてください。

1 上記の内容を理解の上、「看護師学校等」の奨学資金を希望します。



1 「看護師学校等」の奨学資金に該当しなかった場合、
従来の奨学資金※¹を希望します。

2 「看護師学校等」の奨学資金が該当しなかった場合、
南会津町奨学資金は利用しません。

2 上記の内容を理解の上、「看護師学校等」の奨学資金は希望せず、従来の
奨学資金※¹を希望します。

令和 年 月 日

申請者